

【参考資料 1】

放射線医学研究所における規制関連研究等の中立性・透明性の確保について (自己規制基準)

令和 6 年 4 月 1 日
令 0 6 放 (規則) 第 3 号

(背景及び目的)

第 1 条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 (以下「機構」という。) は原子力規制委員会に技術的支援を提供し、規制に影響を及ぼしうる立場にある一方、自らが規制を受けて放射性物質を使用する被規制者でもある。そのため、利益相反の観点から、機構の業務のうち、原子力規制委員会が共管する放射線医学研究所 (以下「研究所」という。) が実施する規制に関連した研究及び業務 (放射線の影響や防護に関する研究あるいは被ばく医療研究又は原子力防災に関連する研究及び業務。人材育成等を含む。以下「規制関連研究等」という。) は、中立性・透明性の確保に十分に留意して行われることが必要である。この規則は、研究所における規制関連研究等の実施にあたっての自己規制の基準を定める (注 1)。

(対象とする原子力事業者の範囲)

第 2 条 この規則において自己規制の対象とする原子力事業者の範囲は、原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者 (注 2) のうち、研究機関・大学を除く者 (以下「対象とする原子力事業者」という。)とする。

(寄附金等の受領の基準)

第 3 条 研究所は、対象とする原子力事業者からの寄附金等について、公募等の手続きを経た助成金、技術指導料、施設利用に伴う負担金等、便宜供与に対する正当な対価である場合を除き、規制関連研究等を使途とするもの及び使途を特定しないものは、原則受け入れないこととする。

(受託研究・共同研究等の実施の基準)

第 4 条 研究所は、対象とする原子力事業者との受託研究、共同研究等について、合理的理由があり適正な費用分担が行われている場合を除き、規制に密接に関連するものは原則行わないこととする。

(出向者等の受入等の基準)

第 5 条 機構の組織のうち規制関連研究等を行う組織において、対象とする原子力事業者からの出向者及び客員研究員については、当該原子力事業者を退職した個人を職員として

受け入れる場合や、他の組織に再雇用された個人を出向者や客員研究員等として受け入れる場合を除き、原則受け入れないこととする。

- 2 機構は、規制関連研究等を行う組織の職員に対する、対象とする原子力事業者への再就職の斡旋を原則禁止する。
- 3 規制関連研究等を行う組織の職員が、対象とする原子力事業者から兼業として謝金を得て講師や委員の依頼を受けることを原則禁止する。

(規制支援審議会による確認等)

第6条 所長は、研究所における毎年度の寄附金等の受領、受託研究及び共同研究等の実施状況を、外部委員からなる放射線医学研究所規制支援審議会（以下「審議会」という。）に提示して確認を得るほか、自己規制基準に鑑み疑義のある事例が生じた場合には審議会に個別に確認する。

- 2 この規則の制定及び改正は、審議会の確認を得て行う。

注1：規制関連研究等のうち、放射性同位元素等の規制に関する法律や放射線審議会の答申に従い各省において整備される規制と関係する放射線の影響と防護に関する研究については、ほとんどの場合、科学的知見が一旦国際機関等の専門家の議論を経た上で国内規制へ取り入れられるなど、中立性・透明性を確保する仕組みがある。また、規制関連研究等のうち被ばく医療研究については、規制そのものではなく、原子力災害医療、緊急被ばく医療等の体制整備の参考となるものである。

しかしながら、規制関連研究等の中立性・透明性を一層明確にし、社会的な信頼の上に規制関連研究等を進めるためには、原子力の被規制者との関係における研究所の中立性・透明性を確保する自己規制の基準を設定することが適当である。

注2：原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者

<電力会社>

北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力ホールディングス（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株）

<その他民間>

リサイクル燃料貯蔵（株）、日本原燃（株）、（公財）核物質管理センター、日本原子力発電（株）、原子燃料工業（株）、MHI 原子力研究開発（株）、三菱原子燃料（株）、日本核燃料開発（株）、（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、東芝エネルギーシステムズ（株）

<研究機関・大学>

(国研) 日本原子力研究開発機構、(国) 東京大学、(国) 京都大学、(学) 近畿大学

附 則

(施行規則)

第 1 条 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(規則の廃止)

第 2 条 量子生命・医学部門における規制関連研究等の中立性・透明性の確保について（自己規制基準）（令 0 3 生（規則）第 5 9 号）は、廃止する